

議案第67号  
和解することについて

資料2 和解することについて

- 1 経過のうち(オ)の損害額を留保して支払うという判断をした経過及び協議内容
  - (1) 本件の過失割合については、双方が代理人弁護士を通じて交渉を行ってきましたが、主張の乖離が大きく、交渉は平行線をたどったまま、令和6年5月31日に工事が完了し、請負業者から工事請負代金の請求がありました。
  - (2) 発注した工事はすべて完成していたため、本来であれば請負代金全額を支払うべきところですが、問題解決に時間を要し、仮に請負業者が将来的に支払能力を失った場合、市が受け取るべき損害賠償相当額を回収できなくなるおそれがあることを危惧しました。そのため、当時の副市長と協議し、「過去、本件と種類や経緯は違うものの、市が損失を被った案件があったことからそのリスクを考慮して留保すべき」との方針となりました。
  - (3) 工事請負代金から復旧にかかった費用を留保するか、工事請負代金の請求のとおりに支払うかの具体的な判断については、その方針について弁護士職員への相談と市の代理人弁護士との協議を経て、一時的に留保することは法的にも問題なく、リスクマネジメントとして必要であるという結論になったため、市長協議を経て、市として損害額相当分を一時的に留保する判断を行いました。
  
- 2 経過のうち(ク)の対案を示す判断をした経過及び協議内容
  - (1) 本件は、令和6年8月8日に、請負業者から調停を申し立てられています、それ以前の令和6年7月9日に、請負業者の代理人弁護士から請負業者の過失を3割とする和解案を提示されました。
  - (2) しかし、市としては、本件過失が請負業者にあると考えていることから、提案を受け入れず、双方納得できる解決に向けて調停の場での話し合いも考えられる旨、令和6年7月19日に請負業者の代理人弁護士に回答しました。
  - (3) その後、調停を申し立てられ、今般、調停委員会から「市7割・業者3割」とする和解案が提示されたことから、市の代理人弁護士及び関係部門とともに、過失割合の見直しに向けた検討を行いました。
  - (4) 調停員より過失割合を説明する書面を示されていないものの、市の代理人弁護士から過失割合についての説明と今後の方針について以下の意見をもらっています。
    - ア 調停委員からの説明について
      - ・ 請負業者の過失は3割。配管を認識しえたにもかかわらず、それでも配管を無断で切断した点は軽率であった。
      - ・ 市の過失割合は7割。事故防止のための情報提供ができていなかった。なお、請負業者が行ったハンドホール内での作業については、請負業者の過

失を上乗せするようなものではなく、市の過失にも影響を及ぼさない。

イ これら調停委員の説明は、市側から見れば説得的とは言えないものの、これらを踏まえ、今後の方針について2案が示された。

①調停を不調とし、訴訟を起こすこと

納得できないことについて争うことは当然の姿勢である。一方で、時間と手間、費用、遅延損害金が膨らみ、さらには納得のいく結果とならない可能性もある。

②「市6割・業者4割」の対案を示すこと

確実ではないが、請負業者は「市7割・業者3割」の過失割合にこだわるよりも、自分たちの方が過失は低いという案であれば、訴訟に発展するより良いという判断から、対案を受け入れるのではないかと考えました。

(5) 市としては、上記市の代理人弁護士の意見を参考に、「市6割・業者4割」の対案を以下のとおり判断しました。

仮に訴訟となった場合、改めて市の主張を展開することは可能ですが、市の主張はすでに出し尽くしており、業者に有利な過失割合が提示されていることから、新たな事実を出せない限り、市の主張が認められる可能性は低いと判断しました。また、弁護士の委任費用などの訴訟費用やその準備にかかる時間、関係職員の負担が大きい上、判決までに長期間を要する可能性があり、その間に遅延損害金も膨らむものと考えました。

弁護士の委任費用や関係職員の人件費までは算定していませんが、弁護士に支払う着手金等で約120万円、遅延損害金で約80万円を要するものと考えられます。「市6割・業者4割」の対案を示すことで、こうした市の負担軽減が図れること、そして早期解決の実現が可能となることから、対案を提示する判断に至りました。

### 3 遅延損害金がいくらかかるかのシミュレーション

工事請負契約書の第56条第2項において、契約代金の未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する財務大臣が定める率（2.5%）で計算した額の遅延利息の支払いを発注者である市に請求することができる内容が定められています。

$1,454万3,638円 \times 2.5\% \div 365日 = 約996円 \div 1,000円/日$   
訴訟となった場合、高裁まで控訴することを想定し、令和8年9月に判決が出たとして延べ日数 約800日のため、遅延損害金は約80万円となると試算。